

議案第十四号

港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和8年3月26日
教育委員会議案資料 No. 2

港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則（平成二十六年港区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「参加者」を「児童・生徒及び引率教諭等」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

第二条の規定にかかわらず、移動教室、校外学習及び夏季学園に参加する児童・生徒からは、当分の間、賄料等を徴収しない。

港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>第二条 移動教室、校外学習及び夏季学園並びに教育委員会が実施する行事に係る賄料等は児童・生徒及び引率教諭等の負担とする。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この規則は、令和八年四月一日から施行する。</p> <p>第二条の規定にかかわらず、移動教室、校外学習及び夏季学園に参加する児童・生徒からは、当分の間、賄料等を徴収しない。</p>	<p>(前略)</p> <p>第二条 移動教室、校外学習及び夏季学園並びに教育委員会が実施する行事に係る賄料等は参加者の負担とする。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p>

港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則等について

審議内容

小学校移動教室・夏季学園の無償化に伴い、港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正します。

1 経緯

各家庭の経済状況にかかわらず、児童・生徒が安心して学習できる環境を整備するため、区立小学校の移動教室・夏季学園について、これまで保護者負担としていた費用（借上げバス費用、宿泊費用、施設入場料、体験学習費等）を公費負担し、無償化することに伴い、これまで参加者負担としていた賄料の徴収について定める条項を一部改正するものです。

2 主な改正内容

賄料の徴収について下記のとおり改訂します。

第二条	(改正前) 移動教室、校外学習及び夏季学園並びに教育委員会 が実施する行事に係る賄料等は参加者の負担とする。 (改正後) 移動教室、校外学習及び夏季学園並びに教育委員会 が実施する行事に係る賄料等は <u>児童・生徒及び引率教諭等</u> の負担とする。
付則	第二条の規定にかかわらず、移動教室、校外学習及び夏季学園に参加する児童・生徒からは、当分の間、賄料等を徴収しない。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。